

11月の市税ぐよみ

20日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

消費税の申告と納税、届出書の提出をお忘れなく

■消費税の申告と納税

平成16年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成18年分消費税の課税事業者となり、平成17年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成19年分消費税の課税事業者となります。

平成18年分消費税の課税事業者となる方は、平成19年4月2日(月)までに平成18年分の消費税の申告と納税が必要となります。

■届出書の提出

消費税の課税事業者該当する方は「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署に提出してください。平成19年

から簡易課税制度を選択される場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を12月31日(日)までに提出してください。

■問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290

年末調整説明会

源泉徴収事務担当者の方は

税務署が事前に送付している資料を持参の上、年末調整説明会にご出席ください。

■開催日 11月21日(火)

■場所 中央公民館

■対象者・開催時間

○法人の源泉徴収義務者
10時～12時

○支店、官公庁、個人の源泉徴収義務者
13時30分～15時30分

■問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290

国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、①所得税、法人税、消費税、酒税、

印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出など、国税に関する各種手続きがインタ

ーネットなどを通じて行うことができます。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数が多い手続には便利です。

e-Taxの開始届出手続はインターネットを利用して行えます。

■問合せ

e-Taxヘルプデスク
TEL0570-015901

年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は納付した全額が、所得税などの社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付した保険料(納付見込みを含む)を証明する書類の添付が必要です。

証明に必要な書類「社会保険料控除証明書」(ハガキ形式)を、社会保険庁が11月初旬にお手元へ送付します。控除証明書の内容は、今年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる額です。

年末調整や確定申告の際には、この控除証明書を添付し

て申告してください。世帯主や配偶者としてご家族の保険料を納付した場合は、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

※年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に今年初めて保険料を納付される方については、翌年2月に同様の控除証明書が送付されます。

■問合せ

新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300

下水道受益者負担金・分担金の納期

11月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

○旧西条市賦課分
第3期 11月30日(木)

○旧東予市・丹原町賦課分
第2期 11月30日(木)

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
(内線2825)

○東予総合支所下水道課
下水道係 (内線141)

犬を飼うには飼い手のマナーが大切です

愛犬の無駄吠えをしつけよう!



※このしつけ方は一例です。愛犬に合った効果的なしつけを行ってください。

方法①

吠えている犬の目を見て、口をつかんで「静かに」と低い声で犬が一瞬驚くような声をかけます。しばらく静かにできれば褒めてあげ、これを繰り返します。

方法②

犬が吠えたときに、大きな音のするもの(小石を入れた空き缶など)を犬に当たらないように投げ、吠えたら嫌なことが起こるという条件づけをします。このとき、その行為が犬に見えないようにし、間接的に不快感を与えて吠える行動をやめさせます。